漁業権漁場で釣りをする場合のお願い

漁業権漁場は、漁業者が生活のために漁業を営む大切な場所です。
たのしい遊漁のため、次のことを守って下さい。

- 漁業操業の妨げにならないようにしてください。
- 漁具・養殖施設が設置してある場合がありますので、その周辺での釣りは控えて下さい。
 また、設置漁具・養殖施設に触れないようにお願いします。
- 遊漁者は、つき磯（第三種共同漁業権内）で釣りはできません。









漁業権の位置は、海上保安庁の「海しる」を参考にして下さい。

海しる

遊漁のルールは愛知県水産課ホームページをご覧下さい。

遊漁を楽しむ皆さんへ

愛知県海面利用協議会（愛知県農業水産局水産課内）
電話：052-954-6460

画像は生成AIを使用しており、イメージです